

(前回定例会においていただいていたご質問について)

不開示となった写真について、例えば県、市や村といった第三者的な立場にある者に対して中身を開示し、不開示となった妥当性について確認をしてもらうことは可能でしょうか。

(ご回答)

1. 情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)における仕組みをご紹介します。

情報公開法において、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報(公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を含む)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないとされています。

開示決定等について不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決等をすべき行政機関の長は(不適法を理由として不服申立てを却下する場合と、裁決等で当該行政文書の全部を開示することとする場合を除き)情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととされています。

こうした規定は、全ての開示請求者に対して同様に適用されます。

2. このように、情報公開法における開示・不開示の決定の妥当性については、必要な場合には、専門性を有し、公正中立な第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が確認することとなっています。